

## 第3章 計画の構成

### 1 計画体系

第3次計画は、第2次計画と同様に「基本目標」を設定し、それを実現するために行っていく取組の大きな方向性として「基本方針」を、「基本方針」の下位にこれを具体化するものとして「基本施策」を定めます。また、犯罪情勢や市民意識などを踏まえて、安全で安心なまちづくりの中で特に重点的に取り組むべき「重点テーマ」を設定します。

【基本目標】犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現	
＜基本方針1＞自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める	
(基本施策1) 個人の防犯意識・防犯力を高めるための情報提供	
(基本施策2) 子どもに関する防犯力の向上 <b>(重点テーマ)</b>	
(基本施策3) 女性の防犯力向上	
(基本施策4) 高齢者等の防犯力向上	
＜基本方針2＞みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる	
(基本施策1) 地域における防犯活動の促進	
(基本施策2) 協働による連携体制の充実	
(基本施策3) 地域と一体となった子どもの見守り <b>(重点テーマ)</b>	
(基本施策4) 女性の犯罪被害防止の取組の推進	
(基本施策5) 高齢者等が安心して暮らせる取組の推進	
＜基本方針3＞犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める	
(基本施策1) 市民自らが行う環境整備の促進	
(基本施策2) 犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等	
(基本施策3) 子ども等の安全に配慮した環境整備 <b>(重点テーマ)</b>	
(基本施策4) 歓楽街等を対象とした環境改善	
(基本施策5) 暴力団等の排除	
＜基本方針4＞犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する <b>(新設)</b>	
(基本施策1) 犯罪被害者等に関する情報発信・広報啓発	
(基本施策2) 総合的対応窓口等における対応	
(基本施策3) 犯罪被害者等の犯罪被害による経済的な負担の軽減	
(基本施策4) 犯罪被害者等の精神的な被害の回復に向けた支援	

## (1) 基本目標

### 【基本目標】 犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現

第2次計画で設定していた「犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現」という基本目標は、「安全に安心して暮らせるまちの実現」という安全・安心条例の制定目的及び安全で安心なまちづくりを推進する意義から導き出される根本的かつ不変的なものであることから、第3次計画においてもこれを基本目標として設定します。

#### ○安全・安心条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、～（略）～ 安全で安心なまちづくりの推進及び犯罪被害者等に対する支援に関する事項を定めることにより、安全に安心して暮らせるまちの実現に寄与することを目的とする。

## (2) 基本方針

### ア 安全で安心なまちづくり（基本方針1から3）

【基本方針1】 自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める

【基本方針2】 みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる

【基本方針3】 犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める

「安全で安心なまちづくり」を「犯罪を誘発する機会を減らすための取組」と定義する安全・安心条例第2条の規定において、当該取組には、ソフト面の取組である「犯罪を防止するための活動」及びハード面の取組である「犯罪の防止に配慮した環境の整備」があるということが例示されています。

また、安全で安心なまちづくりに関する市民の役割を定める同条例第4条の規定において、市民は、「自らの安全確保」と「相互に協力して地域における安全で安心なまちづくり」を行うよう努めるものとされていることから、安全で安心なまちづくりには、「自らの安全」と「地域の安全」を守るという二つの観点があるということが確認できます。

こうしたことから、安全で安心なまちづくりは、下図のとおり「ソ

フト面の自らの安全確保」、「ソフト面の相互に協力して地域における安全で安心なまちづくり」、「ハード面の自らの安全確保」、「ハード面の相互に協力して地域における安全で安心なまちづくり」の4区分に分類されることとなります。

第3次計画においても、安全で安心なまちづくりを効果的かつ効率的に推進していくためには、第2次計画と同様に整理することが、安全で安心なまちづくりの性質上、最も合理的であると考えられることから、これを維持することとします。

### ○安全・安心条例（抜粋）

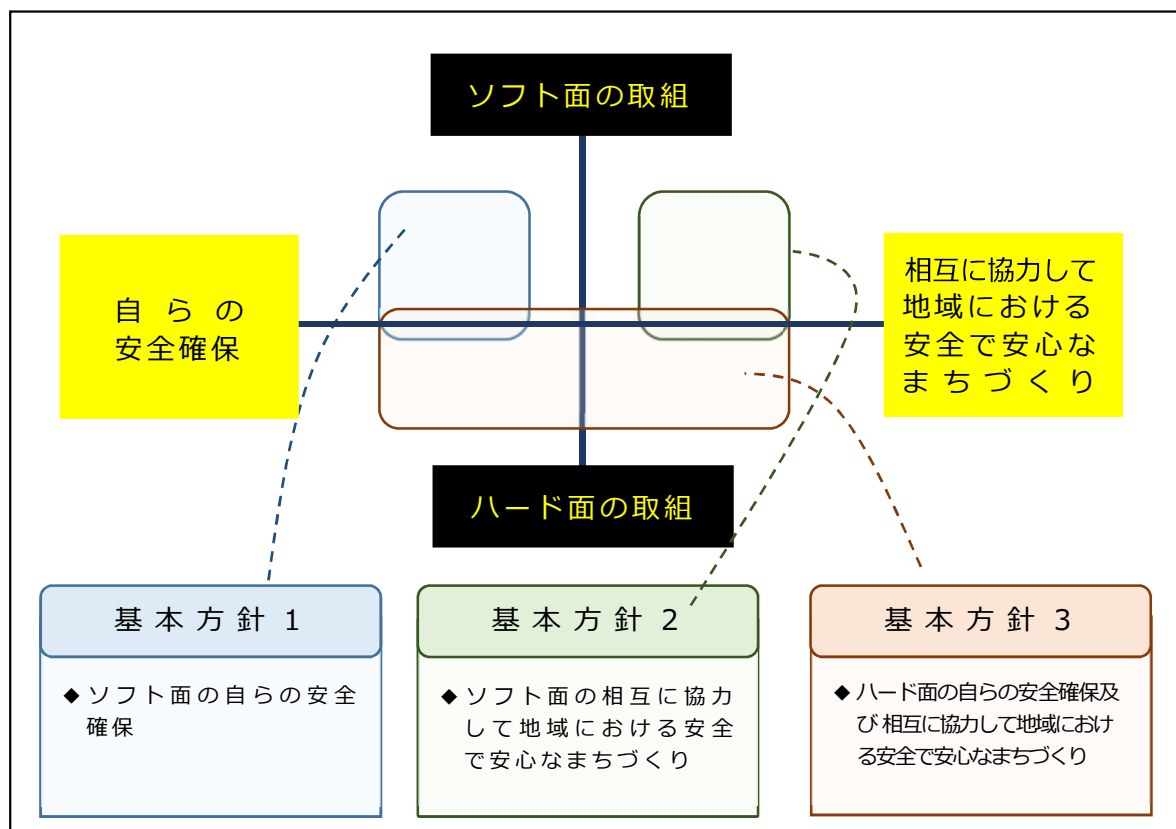
（定義）

第2条 この条例において「安全で安心なまちづくり」とは、市民及び市による、犯罪を防止するための活動、犯罪の防止に配慮した環境の整備その他の犯罪を誘発する機会を減らすための取組をいう。

（市民の役割）

第4条 市民は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、自らの安全の確保に努めるとともに、相互に協力して地域における安全で安心なまちづくりを行うよう努めるものとする。

【安全で安心なまちづくりの分類図】



## イ 犯罪被害者等への支援（基本方針４の新設）

### 【基本方針４】犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する

犯罪被害者等基本法が制定されてからの15年間で、犯罪被害者等が犯罪行為により被る経済的な困窮や精神的被害に対する理解が深まり、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることのない支援を犯罪被害者等が受けられるようにすることの必要性や重要性が確実に浸透してきています。

こうしたことに加え、誰もが犯罪等に遭い、犯罪被害者等になり得る立場にあることを鑑みると、札幌市においても犯罪被害者等が置かれる精神的被害や経済的困窮に対する支援を行い、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出す必要があります。

これらを踏まえ、「犯罪被害者等支援」については、第2次計画では基本方針2の中の一つの施策として位置づけられていたところ、第3次計画では「安全で安心なまちづくり」に関する基本方針1から3と並ぶ4つ目の基本方針として新たに位置づけることとします。

## (3) 基本施策

基本施策は、基本的に安全・安心条例に基づいて展開しますが、社会情勢や市民意識なども踏まえ、個別に対応が必要なものについて施策として位置づけていきます。

### ア 安全・安心条例に規定される市の施策

安全・安心条例では、第8条から第12条までの規定において市が実施する施策を定めています。これらの規定は、基本計画において市が実施する施策となることから、「基本方針」との関連を踏まえて、これらの規定により市が実施することとなる施策を第3次計画の「基本施策」として位置づけます。

このうち、新たな基本方針4は、第12条「犯罪被害者等への支援」に基づいて「基本施策」を定めることとします。

特に「その他の必要な支援」については、近年の社会情勢や他都市の状況を踏まえ、犯罪被害者等への「経済的な支援」と「精神的被害回復に向けた支援」を新たに「基本施策」として位置づけます。

## ○安全・安心条例（抜粋）

（広報及び啓発）

第8条 市は、安全で安心なまちづくりに対する市民の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

（市民の取組への支援）

第9条 市は、市民による安全で安心なまちづくりの促進を図るため、情報の提供、人材の育成その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（公共施設の整備等）

第10条 市は、犯罪の防止に配慮した公共施設の整備又は管理を行うよう努めるものとする。

（連携体制の整備）

第11条 市は、安全で安心なまちづくりに関する市民等の連携を推進するため、協議会等の必要な体制を整備するものとする。

（犯罪被害者等への支援）

第12条 市は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法に基づき、関係機関との連携を図りながら、情報の提供、相談、広報、啓発その他の必要な支援を行うものとする。

## イ 子ども、女性、高齢者の安全確保

安全で安心なまちづくりを推進していくに当たり、より配慮を要する子ども、女性、高齢者の安全を確保していくための取組については、安全・安心条例の規定に基づく「基本施策」に包含されるものとなりますが、第2次計画に引き続き、犯罪情勢や市民意識などを踏まえ、当該取組の必要性をより明確にするために「基本施策」として位置づけられます。

## ウ その他

都心部における市民の安全で安心な生活環境の確保を目的として制定された「公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例（平成17年条例第41号）」、社会全体で暴力団の排除を推進し、市民の安全で平穏な生活の確保を目的として制定された「暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）」に基づく取組については、犯罪の防止に配慮した環境の整備に資するものとなることから、それぞれ基本方針3における「基本施策」として位置づけられます。

【 基本施策の位置づけ 】

基本施策の基礎となる事項		基本方針			
		1	2	3	4
ア 安全・安心条例	第8条（広報及び啓発）	基本施策1	基本施策1	基本施策1	
	第9条（市民の取組への支援）				
	第10条（公共施設の整備等）			基本施策2	
	第11条（連携体制の整備）		基本施策2		
	第12条（犯罪被害者等への支援）				
イ 子どもの安全確保 子ども、女性、高齢	子ども	基本施策2	基本施策3	基本施策3	
	女性	基本施策3	基本施策4		
	高齢者	基本施策4	基本施策5		
ウ その他	公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例			基本施策4	
	暴力団の排除の推進に関する条例			基本施策5	

(4) 重点テーマ

心身ともに成長・発達の過程にある子どもについては、大人に比べ、自分自身で犯罪による被害を回避することは容易ではなく、また、子どもが犯罪被害に遭うことは、その後の成長・発達に重大な影響を及ぼす恐れがあります。

16歳未満の子どもが被害者となる刑法犯認知件数は近年減少傾向（P11）となっていますが、市内小・中学生を狙った不審者等に係る事案（声かけ・つきまとい等）の件数は横ばいで推移（P11）していることから、必ずしも子どもが安全に安心して過ごすことができる環境が確保されていると楽観はできない状況であると考えられます。

そのため、市民及び市は、子どもが自らの安全を確保できるよう防犯意識を高めるための啓発や、子どもが犯罪被害に遭うことなく安心して日々の生活を送ることができる環境を整えることが必要となります。

こうした中、地域における防犯活動では、「通学路などでの子どもの見守り」が最も多く行われている活動（P23）であり、また、地域防犯活動団体が活動を進める上で重要だと思ふこととして、「通学路などの見守り」が「住民同士のコミュニケーションの促進」に次いで高い割合（P24）にあることから、市民の子どもの安全に対する意識の高さを確認することができます。

子どもの犯罪に対する特性や犯罪情勢、それに伴う未然防止対策の必要性、市民の意識を総合的に勘案すると、本計画では、「子どもの安全」を安全で安心なまちづくりの中でも特に重点的に推進していく必要があると判断し、これを重点テーマとして設定することとします。

また、基本方針1から3にそれぞれ「子どもの安全」に関する重点取組を併せて設定します。

## 2 基本施策ごとの主な取組

基本目標を達成するために、第2章において整理した課題等を踏まえて、4つの基本方針に基づく18の基本施策を展開します。

### (1) 基本方針1（自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める）

#### ア 基本施策1（個人の防犯意識・防犯力を高めるための情報提供）

##### 《主な取組》

##### ① 市民に対する啓発活動の実施【レベルアップ】

市民の防犯意識を高めるため、国が定める「安全・安心なまちづくりの日<sup>15</sup>」などに併せて、パネル展や街頭啓発活動などの取組を実施します。また、被害件数の多い「自転車盗」や「侵入盗」、「車上ねらい」などの身近な犯罪に対する防犯力を高めるべく、防犯登録、ツーロックの徹底やセンサーライト等の各種防犯機器の活用促進を図る広報啓発を新たに行います。

##### ② 防犯に関する出前講座の実施【レベルアップ】

犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する理解の増進を図るため、これまでの子ども、女性の防犯や特殊詐欺被害防止などに関する出前講座に加え、新たにインターネットやSNS<sup>16</sup>を利用した犯罪の被害防止に関する講座を新設します。

##### ③ 地域単位での犯罪情報等の共有【レベルアップ】

地域住民が集まり地域安全マップ<sup>17</sup>を作成する機会を設け、防犯対策に関する意見交換が活発に行われるよう、警察や関係機関と連携して、区役所やまちづくりセンターを通じた地域単位での犯罪情報などの提供を行い、住民との共有を図ります。

なお、ひったくりや車上ねらいといった身近な犯罪の発生情報を公開している北海道警察の「犯罪発生マップ<sup>18</sup>」の周知啓発を新たに進めるなど、更なる犯罪情報の発信を行います。

<sup>15</sup> 安全・安心なまちづくりの日：平成17年に開催された犯罪対策閣僚会議において、犯罪に強い社会実現のため、安全・安心なまちづくりを推進する機運を全国的に波及・向上させ、国民の意識と理解を深めることを目的として、毎年10月11日を「安全・安心なまちづくりの日」と定めた

<sup>16</sup> SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）：インターネット上でのメッセージのやりとりなどを通じて、人と人との交流を広げていくサービス

<sup>17</sup> 地域安全マップ：犯罪が起りやすい「入りやすい場所」と「見えにくい場所」を記した地図

<sup>18</sup> 犯罪発生マップ：身近な犯罪（侵入強盗・窃盗や車上ねらいなど7罪種）の発生状況について、北海道警察が提供するマップ



#### ④ 防犯に関する情報発信【レベルアップ】

市民が自らの防犯に役立てられるような犯罪情勢や時期に応じて増加する犯罪など、実効性のある防犯に関する知識を広報紙やホームページ、市政番組などの各種媒体を活用して情報提供します。また、子どもへの声かけ事案や犯罪の発生情報などをリアルタイムで発信する北海道警察の「ほくとくん防犯メール<sup>19)</sup>」に加え、北海道警察が発信している SNS である「Twitter<sup>20)</sup>」、アプリケーション<sup>21)</sup>の「Yahoo!防災速報<sup>22)</sup>」を周知する取組を新たに行います。



### イ 基本施策 2 (子どもに関する防犯力の向上)

#### 《主な取組》

##### ① 防犯教室や防犯訓練の実施

##### i 主に就学前の子や小学生向け【重点取組】【レベルアップ】

従来の防犯力を向上させるための防犯教室のほか、新たに、北海道警察などの公的機関や民間団体などと連携し、駆け込み訓練などの「子ども 110 番の家」を活用した防犯関連講座の実施を推進します。

##### ii 主に中学生・高校生向け

北海道警察などと連携した自転車盗難やインターネットの利用に伴う犯罪など、生徒向けの犯罪被害防止やモラルの向上を目的とした防犯教室を開催します。



<sup>19)</sup> ほくとくん防犯メール：北海道警察が、犯罪から身を守るために必要な「子供被害情報」、「犯罪発生・防犯対策情報」などをメールで配信するサービス

<sup>20)</sup> Twitter：個々のユーザーが「ツイート」と呼ばれる 140 文字以内の「メッセージ」を投稿し、そのユーザーをフォローしているユーザーが閲覧できるサービス

<sup>21)</sup> アプリケーション：作業の目的に応じて使うソフトウェア。「アプリ」と略す呼び方が一般的になっている。スマートフォンやタブレットではコミュニケーション、動画・音楽視聴、地図・ナビゲーション、ゲーム用のアプリなどが代表的

<sup>22)</sup> Yahoo!防災速報：防災関連情報や防犯情報などを提供するアプリケーションであり、北海道警察からの防犯情報も提供しているもの

### iii 保護者向け【新規】

保護者や教職員などが防犯に対する関心を高め、子どもの防犯力を育成できるようにするため、保護者などを対象とした出前講座を新設します。

### ② インターネットトラブル対策ハンドブックの作成【新規】

近年、スマートフォン<sup>23</sup>やタブレット型端末<sup>24</sup>の普及により、子どものインターネットトラブルが増加してきていることから、新たにインターネットトラブル対策ハンドブックを作成し、配布します。

### ③ 地域安全マップづくりの推進

子どもが犯罪被害に遭う危険性を低くするため、子ども自身の危険予測能力や危機回避能力の向上に役立つ地域安全マップづくりの取組を推進します。

## ウ 基本施策3（女性の防犯力向上）

### 《主な取組》

#### ① 女性に対する広報啓発の実施

女性が対象となりやすい公然わいせつ、痴漢などの性犯罪やDV、ストーカーなどの被害から身を守るための対処法をまとめた「女性の防犯ハンドブック」を配布します。



#### ② 犯罪防止教育等の実施

若年層の防犯意識を高めるため、高校・大学などに出向いて、犯罪に遭わないための防犯教室を開催します。

#### ③ デートDV<sup>25</sup>防止講座による暴力被害の未然防止の推進

交際相手などからの暴力行為の未然防止を目的として講座を実施し、若年層を対象とした学習機会を設けます。

<sup>23</sup> スマートフォン：一般的な携帯電話にパソコンや携帯情報機器としての機能が追加されたもの

<sup>24</sup> タブレット型端末：パソコンのようなキーボードからではなく、液晶画面にタッチすることで操作する端末機器で、携帯電話（スマートフォン）よりも大型のもの

<sup>25</sup> デートDV：高校生や大学生などの交際関係で起こる、若者の間で起こるDV

《主な取組》

① 特殊詐欺被害防止のための啓発の実施【レベルアップ】

特殊詐欺や消費者被害に関する情報を、高齢者等が適切に得ることができるよう、様々な提供手段を用い注意喚起を行います。

また、現在実施している特殊詐欺の出前講座について、より実践的な体験が出来るように講座内容を充実させます。

② 犯罪被害予防のための啓発の実施

高齢者等が自らの安全を確保することができるよう、高齢者団体向け講座について、高齢者にわかりやすい方法で空き巣対策などの犯罪対策や防犯意識向上に向けた啓発を行います。

## (2) 基本方針2（みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる）

### ア 基本施策1（地域における防犯活動の促進）

#### 《主な取組》

##### ① 「ながら防犯」を促進するための啓発・支援【新規】

ランニング、散歩、花の水やり、通勤、買い物など、普段の生活の中で、気軽に無理のない範囲で防犯の視点をもって地域を見守り、犯罪を未然に防ぐ「ながら防犯」の取組を進めていただけるよう啓発や必要な用品の支援をします。

なお、平成30年6月に政府が策定した「登下校防犯プラン」においても子どもへの見守りとして「ながら防犯」の推進が掲げられており、この取組を推進していきます。

##### ② 防犯セミナーの開催【新規】

地域の課題解決に向けたアイデアなど、地域防犯活動を実践的に推進していくことにつながる地域防犯活動団体向けの防犯セミナーを新たに開催し、効果的な取組を行う地域防犯活動団体の取組等を紹介します。

##### ③ 地域防犯活動団体への財政的・物的支援

地域防犯活動団体を支援するため、「市民まちづくり活動促進基金<sup>26</sup>（さぼーとほっと基金）」などによる財政的支援や、活動に必要なとされるジャンパー・腕章などの物的支援を行います。

##### ④ 地域安全サポーターズの取組の推進

防犯に関心の高い事業者が、地域への社会貢献活動としての地域防犯活動に参加しやすくするため、地域安全サポーターズの登録を推進します。



<sup>26</sup> 市民まちづくり活動促進基金：市民からの寄附をもとに、基金登録団体である町内会、ボランティア団体、NPOなどが行うまちづくり活動に対して財政的な支援を行う基金

#### ⑤ 地域の交流・連携による防犯力向上支援

区役所やまちづくりセンターが、町内会や地域防犯活動団体、学校やPTAなどの様々な団体の交流・連携を促進し、防犯力の向上への支援をするため、防犯上の課題などについて検討・意見交換を行う場を設けます。

#### ⑥ 顕彰制度の実施

地域防犯活動に取り組む市民や団体、事業者の社会的評価を高め、活動の活発化を図るため、地域防犯に著しい貢献を果たした市民などを表彰します。

### イ 基本施策2（協働による連携体制の充実）

#### 《主な取組》

##### ① 「安全・安心どさんこ運動<sup>27</sup>」の普及促進

犯罪の防止のために必要な取組を進めるため、北海道や北海道警察、道内市町村などからなる北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議が展開する「安全・安心どさんこ運動」の普及促進を積極的に進めます。

##### ② 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等協議会の開催

市民、事業者、市の三者が連携協力した取組を進めるため、犯罪のない安全で安心なまちづくり等協議会を毎年度開催します。

<sup>27</sup> 安全・安心どさんこ運動：人や地域や社会の絆によって、住みよい地域づくりのための様々な活動を促し、社会に広める道民運動

《主な取組》

① （再掲）「ながら防犯」を促進するための啓発・支援【重点取組】【新規】

ランニング、散歩、花の水やり、通勤、買い物など、普段の生活の中で、気軽に無理のない範囲で防犯の視点をもって地域を見守り、犯罪を未然に防ぐ「ながら防犯」の取組を進めていただけるよう啓発や必要な用品の支援をします。

なお、平成30年6月に政府が策定した「登下校防犯プラン」においても子どもへの見守りとして「ながら防犯」の推進が掲げられており、この取組を推進していきます。

② 子ども110番の家・店に取り組む地域への支援【レベルアップ】

子どもが不審者などに遭遇した場合に助けを求めることができるよう、市民や事業者による「子ども110番の家」や「子ども110番の店」の設置を支援し、通学路などにおける子どもの見守り活動を促進します。

また、緊急時に子どもたちがこれらを利用しやすくなるよう「子ども110番の家」や「子ども110番の店」を地域で取り組んでいる市民と事業者が、協力・連携して子どもを見守ることができるよう支援制度の見直しを行います。

③ スクールガードの配置

子どもの通学路における安全を図るため、スクールガード及びスクールガードリーダーを配置します。

④ 「青少年を見守る店<sup>28</sup>」への登録推進活動の実施

子どもを有害環境から守り、健全育成を推進するため、「青少年を見守る店」への登録推進活動を行います。



⑤ 児童虐待への対応

児童相談所や各区家庭児童相談室、小中学校や保育所、幼稚園などの子どもに関係する機関が連携を図り、児童虐待の早期発見・対応に努め、子どもや家庭への指導・援助を進めます。

<sup>28</sup> 青少年を見守る店：子どもに温かい気持ちとことばで接するとともに、酒類やタバコ、成人向けの図書等の犯罪を行わないなど、青少年の健全育成に協力するお店

## エ 基本施策4（女性の犯罪被害防止の取組の推進）

### 《主な取組》

#### ① 女性の犯罪被害防止に向けた連携【レベルアップ】

女性の生活、自立、就労等、女性との関わりが多い女性支援団体などと連携し、「女性の防犯ハンドブック」を配布するなどして女性の犯罪被害防止に取り組めます。

#### ② DV 対応機関との連携

犯罪抑止の観点からも、DV被害に的確に対応するため、相談、支援等を行う関係機関と連携を強化し、DV被害の重大化防止を図ります。

## オ 基本施策5（高齢者等が安心して暮らせる取組の推進）

### 《主な取組》

#### ① 高齢者等が安心して暮らせる地域づくりの推進

高齢者に接する機会が多い民生委員<sup>29</sup>や介護支援専門員<sup>30</sup>、老人クラブ<sup>31</sup>、町内会などの地域団体に対して、特殊詐欺や消費者被害などの防犯に関する情報を提供し、家庭訪問などの見守りの中で、犯罪などの未然防止や被害の早期発見に努めます。

#### ② 地域安全サポーターズによる高齢者の見守り活動の推進

地域安全サポーターズの登録事業者のうち、地域の高齢者宅を日常的に訪問する事業者が、犯罪の未然防止の観点からの見守りや被害防止に向けた活動を行っているため、この取組を継続して推進します。

<sup>29</sup> 民生委員：地域住民の立場に立って、福祉に関する相談や支援、福祉サービスの情報の提供などを行い、それぞれの担当地域において、地域福祉推進の担い手として活動するもの

<sup>30</sup> 介護支援専門員：介護・支援を必要とする者からの相談を受け、適切な介護サービスを利用できるよう、市町村・介護保険施設等との連絡調整等を行うなど、要介護者等が自立した日常生活を営むために必要な援助を行うもの

<sup>31</sup> 老人クラブ：「健康・友愛・奉仕」活動を基本として、仲間と共に健康づくりや趣味・文化・教養などの、生活を豊かにする活動を行う集まり

### (3) 基本方針3（犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める）

#### ア 基本施策1（市民自らが行う環境整備の促進）

##### 《主な取組》

##### ① 地域の環境美化に対する支援

清掃や花壇の整備などの環境美化は、地域における防犯力の向上に寄与することから環境美化を支援します。

##### ② 町内会が設置する防犯カメラに対する補助

防犯カメラは、犯罪の未然防止や事件の早期解決に役立つことから、町内会が通学路など地域の公共空間に設置する防犯カメラについて、その設置に係る経費を補助する制度を実施します。

##### ③ 防犯カメラの適正な設置運用の促進

事業者等による防犯カメラの設置運用の適正化を図るため、「札幌市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン<sup>32</sup>」の普及に努めます。

##### ④ 不適正管理空き家に関する相談体制の整備

犯罪抑止の観点からも不適正管理空き家についての相談を受けるとともに、関係部局などとの連携を図りながら、所有者に対し適切な維持管理を求めます。

#### イ 基本施策2（犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等）

##### 《主な取組》

##### ① 道路や公園等の安全性の確保

道路や公園、駐輪場などの公共空間の安全性を高めるため、街路灯の更新や周囲からの見通し確保など防犯の観点に配慮した公園や駐輪場の整備を進めます。

##### ② 良好な公共空間の維持

割れ窓理論に基づき、公共空間における犯罪を誘発する機会を減少させるため、道路や公園、駐輪場などでのゴミのポイ捨てや放置自転車などの防止を図ります。

<sup>32</sup> 札幌市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン：防犯カメラの設置・運用に関し、プライバシーの保護や市民の不安感解消を図るため、事業者等が配慮すべき事項を定め、その適正化の促進を目的とした指針（平成20年1月策定）



### ③ 地下鉄駅及び車内における巡回警備

犯罪抑止の観点からも地下鉄駅構内及び車内の風紀及び秩序を守るため、巡回警備などにより、安全で安心な空間の保持に努めます。

## ウ 基本施策3（子ども等の安全に配慮した環境整備）

### 《主な取組》

#### ① （再掲）町内会が設置する防犯カメラに対する補助【重点取組】

防犯カメラは、犯罪の未然防止や事件の早期解決に役立つことから、町内会が通学路など地域の公共空間に設置する防犯カメラについて、設置に係る経費を補助する制度を実施します。

#### ② 安全な学校施設等の整備

学校施設などの整備に当たっては、不審者の侵入対策など防犯上の措置を講ずるほか、屋外各部及び建物内などは周囲からの見通しを良くして防犯性を高めるなど、安全で安心な学校づくりに努めます。

#### ③ 学校への侵入者対策

不審者などの侵入に対して、教職員や児童生徒が適切に対処するため、学校単位で作成している安全マニュアルに基づく対策を徹底します。

#### ④ 地下鉄駅等の安全対策

子どもや女性が安全に安心して地下鉄を利用できるようにするため、駅構内の環境保持や子どもや女性に配慮した車両運行などの取組を行います。

## エ 基本施策4（歓楽街等を対象とした環境改善）

### 《主な取組》

#### ① 迷惑行為の防止

「札幌市公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例（ススキノ条例）」により、歓楽街特有の迷惑行為を禁止します。

## ② クリーン薄野活性化連絡協議会等の取組推進

薄野地区を安全で安心な魅力あるまちとするため、クリーン薄野活性化連絡協議会をはじめとした関係機関や地元関係者などと一体となって啓発などに取り組みます。

## ③ 薄野地区における防犯環境の整備

薄野地区の犯罪抑止や防犯環境構築を図るため、「安全・安心なススキノ」を啓発するバナー（旗）やプラントナー（草花の鉢）を設置します。

## ④ 外国人旅行者に向けた防犯啓発【新規】

窃盗や痴漢、悪質な客引きなどの旅行中に起こりうる犯罪に遭わないための防犯対策と、被害に遭った際の警察等への届出方法について、多言語化した情報をホームページに新たに掲載します。

また、ホームページに掲載した情報を基にリーフレット等を作成し、旅行者が立ち寄るホテルなどの宿泊施設や関係機関などへ新たに配布します。

## オ 基本施策5（暴力団等の排除）

### 《主な取組》

#### ① 市の事務事業及び公の施設からの暴力団等排除の推進

市の事務事業が暴力団に利益を与えることのないよう、また、公の施設が暴力団の活動に利用されることのないよう、北海道警察と連携し暴力団等に該当するかの確認や暴力団等であった場合の排除など必要な措置を講じます。

#### ② 暴力団排除に関する活動への支援

市民や事業者が、暴力団の排除に関する活動に自主的、かつ、相互に連携協力して取り組むことができるよう、市民や事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行います。

#### (4) 基本方針 4（犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する）【新規】

##### ア 基本施策 1（犯罪被害者等に関する情報発信・広報啓発）【レベルアップ】

###### 《主な取組》

犯罪被害により、犯罪被害者等が陥る状況や二次被害などについて、市民が正しい理解と知識を持ち、社会全体で犯罪被害者等を支えていく機運が高まるよう、これらの情報を札幌市ホームページに掲載や職員研修を実施するほか、新たに市民向けセミナーを開催します。

##### イ 基本施策 2（総合的対応窓口における対応）【レベルアップ】

###### 《主な取組》

犯罪被害者等は、犯罪被害に遭わなければ経験しないような様々な対応や手続きが必要となることから、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるよう相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、被害発生直後から直面する様々な問題について、適切な対応が円滑に図られるよう、北海道警察など関係機関と連携の充実を図ります。

##### ウ 基本施策 3（犯罪被害者等の犯罪被害による経済的な負担の軽減）【新規】

###### 《主な取組》

犯罪被害者等は、犯罪等の被害が原因で、離職等による収入の途絶や、自宅の転居、家事関連等の日常生活に生じる支障を補うための負担を余儀なくされ、経済的に困窮することが少なくないことから、各種支援金の支給や住居・家事関連の費用の助成を実施し、経済的負担の軽減が図られるよう、必要な支援を実施します。

##### エ 基本施策 4（犯罪被害者等の精神的被害の回復に向けた支援）【新規】

###### 《主な取組》

犯罪被害者等は、犯罪等により、直接的又は間接的に精神的被害を受けることから、このような精神的被害からの回復が図られるよう医療費の助成など必要な支援を実施します。

## Column④ 犯罪被害に遭うということ

ある日、突然、私が犯罪被害者等に・・・

犯罪は、いつ、どこで、誰が被害に遭うか分かりません。犯罪被害に遭うと、それまでの平穏な日常生活は一変し、たとえ事件が解決したとしても、その後も様々な問題を抱えながら暮らしていかなければなりません。

だからこそ、一人ひとりが自分のことと捉え、犯罪被害者等（ご遺族を含む。）が置かれた状況を理解し支えていく必要があります。

ここでは、犯罪被害者等が直面する問題についてご紹介します。

### 犯罪被害者等が直面する様々な問題

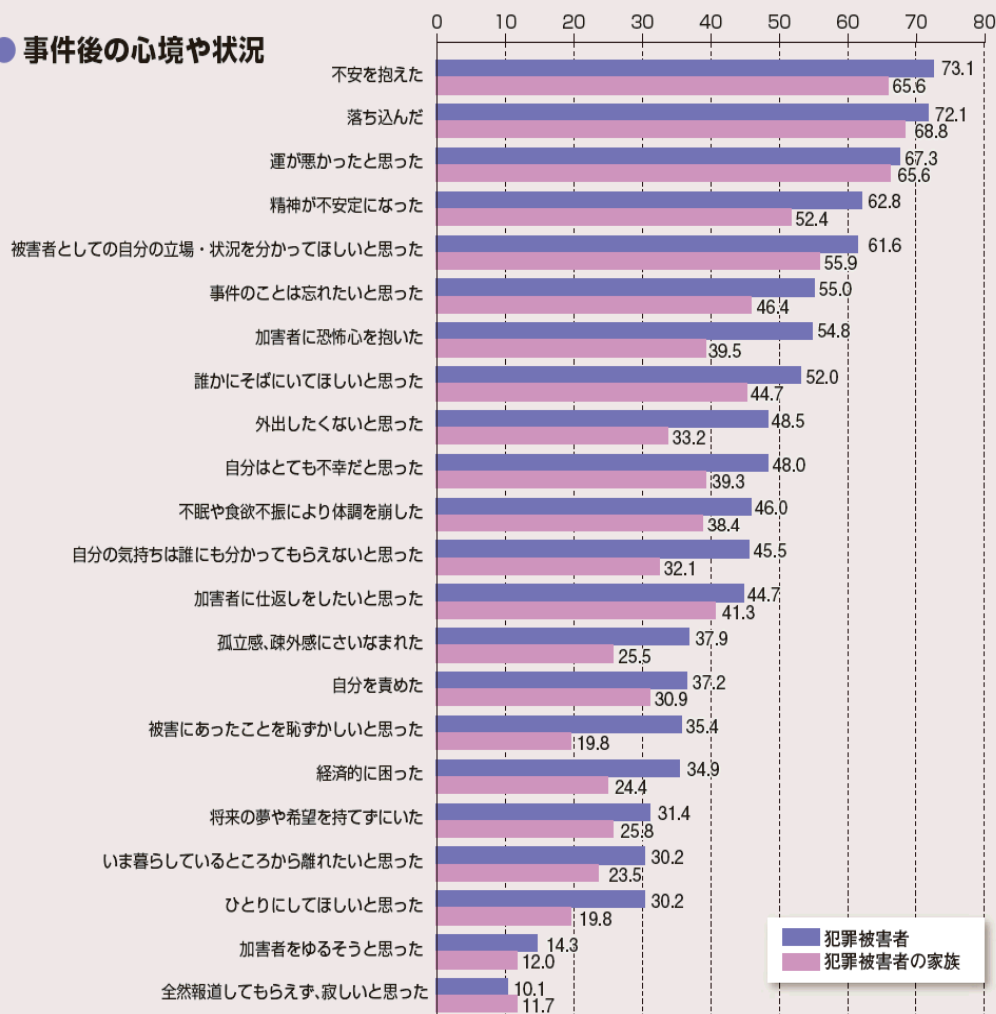
精神的ショックや身体の不調

医療費の負担や失職、転職などによる経済的困窮

捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担

周囲の人々によるうわさ話や取材・報道による精神的被害

#### ● 事件後の心境や状況



※内閣府犯罪被害者等施策推進室 平成20年度「犯罪被害者等に関する国民意識調査」3-3-(1)「事件後の心境や状況」による。

## 第4章 計画の推進

安全・安心条例における基本理念を踏まえ、市民や事業者、北海道警察等の関係機関と連携協力しながら、活動の自主性及び地域性を尊重し、日常生活や地域活動を通じた活力あるコミュニティづくりを重視するとともに、環境やプライバシーなどの他の分野に与える影響などに十分配慮し、次のとおり第3次計画の推進を図っていきます。

### 1 計画の進捗管理

#### (1) 成果指標

第2次計画に引き続き、基本目標の実現に向けた進捗状況を把握するために成果指標を設定します。

(成果指標1) 刑法犯認知件数	
基準値	目標
11,718件 (平成30年※)	9,000件未満 (令和6年※)

※ 刑法犯認知件数については、北海道警察による暦年の統計

(成果指標2) 自ら犯罪に遭わないよう防犯意識をもって暮らしている市民の割合	
基準値	目標
89% (令和元年度)	95% (令和6年度)

(成果指標3) 地域で防犯活動を行っている市民の割合	
基準値	目標
7.5% (令和元年度)	25% (令和6年度)

#### 《成果指標の設定理由》

最良な「安全で安心なまち」とは、犯罪被害に遭う市民が一人でも少なく、かつ、市民の防犯意識も高く、多くの人が防犯活動に取り組んでいる状態だといえます。この実現に向けた必要な指標として設定しています。

## (2) 重点取組・達成目標

重点テーマとして設定する「子どもの安全」の進捗状況を適切に把握するため、基本方針の中にそれぞれの重要な取組とその達成目標を設定します。

なお、安全で安心なまちづくりの中でも、市民が主体となって行う取組には犯罪の未然防止だけでなく、個人の防犯意識の向上と防犯活動の活性化という効果も併せ持っています。

こうしたことから、下記の三つの取組を重点的に推進することは、刑法犯認知件数を減少させ、自ら犯罪に遭わないよう防犯意識をもって暮らす市民、地域で防犯活動を行う市民を増やすことにつながることであります。

### (基本方針1の重点取組)「子ども110番の家」関連講座の開催

【達成目標】防犯関連講座の実施回数 合計10回

(令和2年度から令和6年度まで)

### (基本方針2の重点取組)ながら防犯の推進

【達成目標】ながら防犯活動の登録人数 合計10,000人

(令和2年度から令和6年度まで)

### (基本方針3の重点取組)町内会の防犯カメラ設置に対する補助金交付事業

【達成目標】町内会が設置する防犯カメラの新規設置台数 500台

(令和2年度から令和6年度まで)

## (3) 検証・評価等

計画期間中においては、学識経験者や公募市民などで構成する「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」を定期的で開催し、計画に基づく施策の実施状況や犯罪情勢、市民アンケートなどの情報をもとに検証・評価を行います。

急激な社会情勢の変化や札幌市の施策の変更などに伴い、計画見直しの必要が生じた場合には、「犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」の意見を聞きながら必要に応じて見直しを行います。

## 2 推進体制

---

- (1) 地域の代表者や北海道警察、関係団体などから構成される「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等協議会」において、犯罪発生時における迅速かつ的確な情報の共有や必要な対策を講じます。また、協議会の構成員による日常的な取組に関する報告や意見交換などを毎年度行うことによって、計画に基づく施策や地域活動を総合的に推進していきます。
  
- (2) 犯罪のない安全で安心なまちづくりの取組に係る部長職で構成する「犯罪のない安全で安心なまちづくり等庁内推進会議」において、庁内関係部局の情報共有を図るとともに、全庁一体となって施策を展開します。